

平成21年10月23日  
法務省矯正局

刑事施設の運営に関する業務における  
民間競争入札実施要項（案）に対する意見募集結果について

刑事施設の運営に関する業務における民間競争入札実施要項（案）について、平成21年9月18日（金）から平成21年10月6日（火）までホームページを通じて意見募集を行いましたところ、7通のご意見をいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 御意見の受理状況

- ・ 電子メールによるもの 7通
- ・ FAXによるもの 0通
- ・ 郵便等によるもの 0通

---

合 計 7通

2. 御意見の内容及び御意見に対する法務省矯正局の回答  
別紙の通り

## 「刑事施設の運営業務 民間競争入札実施要項(案)」に関する意見募集結果

### 1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質

No	頁	項目	意見	法務省の考え方
1	1	1(1)ア	入札単位について、「総務業務及び警備業務」、「作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務」の2つとなっているが、更に入札単位を細分化すべきである。	入札単位については、効率的・効果的な業務の実施のため、関連する業務を組み合わせたものであり、本年8月31日に策定した「刑事施設関連業務に係る措置に関する計画」のとおりとする。
2	1	1(1)	静岡刑務所の拘置監も業務の対象に含まれているが、未決拘禁者は受刑者に比して権利義務関係が複雑であるため、拘置監については業務の対象からは除外すべきである。	対象業務となっている拘置監の業務について、刑務所の業務と比べて大きな差異があるとは考えられないので、原案どおりとする。
3	2	1(2)ア(イ)	ホームページの作成・更新業務を対象業務としているが、ホームページ上に24時間受付可能な面会予約受付システムを構築するとともに、その維持・管理を行うことも対象業務として追加すべきである。	面会予約受付システム導入の提案は、受付業務の効率的かつ効果的な実施に資する提案として、加点评価の対象となり得る。
4	2	1(2)ア(ウ)	職員の喫煙場所が保安区域内にあるため、たばこについては、「被収容者が持込制限物品を取得しないようにすること」にかかる罰則点の対象から除くべきである。	御意見を踏まえ、修正する。
5	3	1(2)ア(ウ)	「すべての被収容者の着衣及び所持品を週1回以上検査すること」について、人的体制の確保が困難であるから、月1回とすべきである。	御意見を踏まえつつ、一方で、対象施設における現在の衣類及び所持品検査の頻度等をかんがみ、月2回とする。
6	3	1(2)イ(イ)	職業訓練業務の要求水準で「受刑者等の資格取得率を一般受験者の資格取得率と同等以上とすること」について、訓練受講者の選定は民間事業者のコントロールの及ばない要素であるので、職業訓練業務の質の設定として不適當である。	御指摘を踏まえ、公共サービスの質を確保するための要求水準から「資格取得を目的とする職業訓練については、受刑者等の資格取得率を一般受験者の資格取得率と同等以上とすること。」を削除し、「職業訓練については、当該訓練の指導経験のある講師1名以上が、常時指導にあたること。」に換える。

7	3	1(2)イ(ウ)	改善指導は、講義形式又はグループワーク形式のものに限らず、ワークブックによる指導も、これに含めるべきである。	1(2)ウ(ウ)の「改善指導」には、ワークブックによる指導も含まれる。
8	3	1(3)イ	職員にとって最も業務負荷が重い“願せん”の運用を効率化する情報システムの整備を対象業務に追加すべきである。	願せんの運用を効率化する情報システムの整備の提案は、総務業務の効率化により職員負担を軽減する提案として、加点点評価の対象となり得る。
9	4	1(4)イ(ウ)	被収容者を使用して実施する、被収容者に対する食事の提供、被収容者の衣類・寝具の洗濯及び保安区域内における清掃・植栽管理・環境整備は、すべて職業訓練としてその実施時間が職業訓練促進費の対象とされるのか。職業訓練促進費の支払の対象となる職業訓練の範囲を明確化すべきである。	被収容者を使用して実施する給食、洗濯及び清掃・植栽管理・環境整備のうち、講師等が行う学科指導及び実習に限り職業訓練促進費の対象とする。
10	4	1(4)イ(エ)	改善指導促進費の支払いの対象となる改善指導の範囲について、ワークブックを用いて行う指導も含むべきである。	講義形式又はグループワーク形式により実施される改善指導を促進費の対象とするため、主にワークブックを用いて行う指導であっても、講義形式又はグループ形式により実施されている部分、例えば、講師の行う事前のオリエンテーションや事後の講評などは、促進費の対象となる。
11	4	(4)イ(ウ),(エ)	職業訓練実施時間数の上限が、改善指導実施時間数と合わせて、全受刑者平均で週5時間と設定されているが、職業訓練実施時間数のみで週5時間とすべきである。	職業訓練及び改善指導について、合わせて全受刑者の平均で週5時間としたのは、対象施設の施設構造上の制約等により、PFI刑務所と同等程度の職業訓練及び改善指導を実施することが困難であると考えたためである。
12	5 別紙 4	1(4)イ(オ)	期間7年間の事業において減額措置の設定を前提とすると、事業リスクを7年という短期間に盛り込まざるを得ないため、減額措置は設けるべきではない。	業務の適正かつ確実な実施を確保するため、減額措置は必要である。
13	5 別紙 4	1(4)イ(オ)	罰則点の計上や減額措置の判断を、刑事施設の職員が行うのではなく、中立的に判断できる第三者が行う仕組みにすべきである。	罰則点の計上については、たとえば、民間事業者と対象刑事施設の職員との間で協議が整わなかった場合には、民間事業者の代表者と発注者が指定する者との間で再協議の機会を設けるなどの仕組みを事業契約書に盛り込むこととする。

14	5 別紙 4	1(4)イ(オ)	1回当たりの罰則点のポイントについて、一律に10ポイントに設定するのではなく、罰則点の対象となる事実に応じて弾力的なポイント配分にすべきである。	別紙4は、罰則点の対象となる主な事実を列挙したものであり、罰則点の対象となる具体的な事実及びポイントの配分については、落札者の決定後、提案内容を踏まえた協議の中で定めることとする。
----	--------------	----------	--	--

#### 4 入札に参加する者の募集

15	6	4(1)	開札から契約締結までの期間が短く、事業(契約)内容を協議する十分な時間が確保できないので、開札前に、事業契約にかかる質問回答の場、競争的対話を行う場を設けるべきである。	開札前までに、事業契約書案を提示するとともに、同案に対する質問・回答の機会を設けることとする。
----	---	------	--	---

#### 5 対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定

16	10	5(1)イ(ア)c 【必須項目】3	国の職員のITリテラシーのさらなる向上及びスキルの平準化による業務効率化を実現するために、定期的にeラーニング等を活用したIT研修を実施することを加点評価の対象とすべきである。	IT研修についての提案は、総務業務の効率的かつ効果的な実施に資する提案として、加点評価の対象となり得る。
17	10	5(1)イ(ア)c 【加点項目:総務業務及び警備業務】2	既存システムである被収容者データ管理システムと万全のセキュリティを考慮した上で連携する提案を加点評価の対象とすべきである。	被収容者データ管理システムとの連携についての提案は、業務の効率的かつ効果的な実施に資する提案として、加点評価の対象となり得る。
18	10	5(1)イ(ア)c 【加点項目:総務業務及び警備業務】2	各施設ごとに情報システムを導入するのではなく、セキュリティが確保された外部のセンターの共同活用も可能とすべきである。	外部センターの共同活用の提案を妨げるものではない。
19	11	5(1)イ(ア)c 【加点項目:作業業務・職業訓練業務】2	職業訓練の過程で製品となったものの処理方法について明示すべきである。	職業訓練の成果物の処理方法については、入札説明会で説明する。

20	12	5(2)	総合評価落札方式について、入札価格の与える影響が、加点項目に比して過大であり、事業の質の低下が危惧されるので、除算方式ではなく、加算方式とすべきである。	御指摘を踏まえ、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務については、加算方式を採用することとする。なお、総務業務及び警備業務については、除算方式を採用しているが、業務の質の低下を招くことのないよう、警備業務を担当する民間事業者の参加資格を明記することとする。
----	----	------	--	---

**9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適切かつ確実な実施のために契約により民間事業者が講ずべき措置**

21	17	9(5)キ(エ)	本業務遂行のために整備した設備、什器・備品のうち、厨房施設に係るもの以外については、民間事業者の責任と費用負担により収去し、現状回復を行うとあるが、事業終了後も給食業務同様、洗濯業務も継続する必要性があることから、洗濯施設にかかる設備等についても厨房施設と同じ扱いとすべきである。	御指摘を踏まえ、修正する。
22	17	9(5)ク(イ)	本業務に関連して作成された本業務関連システムについて、無償で利用できる権利は事業終了後も国に存続するとあるが、権利を譲渡することはノウハウを有する事業者にとっては参画の妨げになったり、著作者が著作者人格権を有していない場合、同一性保持権を譲渡することができない等の問題が生じるおそれがある。	御意見を踏まえ、著作物を利用する権利については、実施期間に限ることとする。

**別紙2**

23	別紙2	庶務 その他事務支援	LAN担当を民間委託の対象業務とすることにより、より効率的かつ効果的に業務を遂行することができると思われる。	御意見を踏まえ、「システム管理」を、委託業務の内容及び業務分担表の業務細目(庶務-その他事務支援)に追加する。
24	別紙2	職業訓練 給食 食事・飲料の給与	老朽化している厨房施設で食中毒等の衛生管理責任を負うことは、改修・改築による衛生管理環境が改善されない限り民間にとって非常に大きなリスクであり、事業参入の障害にもなることが予測されるため、改修・改築前の厨房施設における衛生管理業務は委託業務から外すべきである。	改修・改築前の厨房においても、給食業務として被收容者に対する衛生管理指導を行うこととなるが、改修・改築前の厨房の衛生管理環境に起因する衛生管理責任は問わないこととする。
25	別紙2	被收容者と接触する可能性のある業務について	被收容者と接触する可能性のある業務について「民間事業者の安全の確保の観点からの対応策」に「原則として被收容者の生活指導等を担当する国の職員が立会ないし巡回監視を実施」とあるが、民間事業者の安全を確保するため、必ず国の職員が立会すべきである。	国の職員が必ず立会する体制をとることはできないが、適切な頻度をもって巡回する。

**別紙4**

26	別紙 4	2	「罰則点」という表現について、通常、罰則は法令に違反したとき等に使われる表現であるため、違和感がある。	御指摘を踏まえ、「減額ポイント」に改める。
27	別紙 4	2(2)	民間事業者に業務上功績があった場合には、罰則点の評価に際して何らかの考慮を願いたい。	御意見を踏まえ、無事故期間に応じ、1回当たりの減額ポイントを軽減する措置を講じる。